

民法（明治二十九年法律第八十九号） 施行日：平成二十八年十月十三日
最終更新：平成二十九年六月二日公布（平成二十九年法律第四十四号）改正

（法定利率）

第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

出典：e-Gov

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=129AC0000000089

商法（明治三十二年法律第四十八号） 施行日：平成二十八年四月一日
最終更新：平成二十六年五月三十日公布（平成二十六年法律第四十二号）改正

（商事法定利率）

第五百十四条 商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年六分とする。

出典：e-Gov

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=132AC0000000048

民法（明治二十九年法律第八十九号） 施行日：平成三十二年四月一日
最終更新：平成二十九年六月二日公布（平成二十九年法律第四十四号）改正

（法定利率）

第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸

付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

（損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺）

第七百二十二条 第四百七条及び第四百七条の二の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

2 被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

出典：出典：e-Gov

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/129AC0000000089_20200401/0?revIndex=4&lawId=129AC0000000089#3071